

建設委員会記録

開催日時 平成25年12月12日(木) 13:03~14:33

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

田中 惟允 委員長

辻本 黎士 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

長岡 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第 92号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(建設委員会所管分)

議第 96号 奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第 99号 奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

議第102号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第103号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第104号 公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の締結について

議第105号 流域下水道事業にかかる請負契約の変更について

議第106号 住宅建設事業にかかる請負契約の変更について

(2) その他

<会議の経過>

○田中委員長 ただいまより建設委員会を開会いたします。

案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説明願います。

○大庭県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管の12月定例県議会提出議案につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」を使いまして、議第92号、平成25年度奈良県一般会計補正予算（第4号）についてご説明をしたいと思います。

2ページ、個別の事業ごとの概要でございます。

まず1 台風18号等による災害への対応でございます。公共土木施設災害復旧事業は、この災害により被災した公共土木施設の復旧を行うものであります。14億4,700万円の補正をお願いするものでございます。また、あわせて債務負担行為として、平成27年度まで限度額20億3,000万円の補正をお願いするものでございます。

道路災害関連事業ですが、被災した県道高野天川線の法面对策を行うものであります。債務負担行為につきまして、平成26年度まで限度額2億4,900万円の補正をお願いするものです。

新規事業、河川災害関連事業ですが、被災した富雄川などの河川構造物の復旧、熊野川、神納川に堆積した土砂の除去を行うもので1億5,200万円の補正をお願いするものです。あわせて債務負担行為につきまして、平成26年度まで限度額7,400万円の補正をお願いするものであります。

次に、7ページ、繰越明許費補正の新規でございます。

道路橋りょう整備事業及び公共土木施設災害復旧事業につきましては、平成25年9月の台風18号の影響により工事を一時中断したことにより、それぞれ記載の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、債務負担行為補正の追加でございます。既に説明させていただきました以外の事業につきまして、説明をさせていただきます。

8 ページ、土木技術業務補助委託にかかる契約ですが、年度当初からの事業期間を確保するため、平成26年度まで限度額1億8,780万円の補正をお願いするものでございます。

9 ページ、第二浄化センタースポーツ広場指定管理事業ですが、これは指定管理者への指定管理委託料に関して消費税法の改正に伴う消費税率等の引き上げに対応するため、平成26年度まで限度額34万1,000円の補正をお願いするものでございます。

以上が補正予算案の説明でございます。

続きまして、条例について説明をさせていただきます。お手元の「12月定例県議会提出条例説明資料」で説明をいたしたいと思っております。

1 ページ、議第96号、奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例です。これは消費税法及び地方税法の改正に伴い、指定管理者が収受できる利用料金の上限を見直し、その額の改定をするもので、県土マネジメント部所管分としては、要旨の中の(4)奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用料金に係る改正です。詳細は、3ページに新旧対照表を載せております。消費税の改定に伴うものでございます。施行日は平成26年4月1日でございます。

以上で条例の説明を終わります。

次に、「平成25年度一般会計補正予算案その他」のご説明をさせていただきます。

40 ページ、議第102号です。道路整備事業にかかる請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約、財産の取得、処分に関する条例の第2条の規定により議決を求めるものでございます。2つあります。

まず、一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）工事です。場所は五條市大塔町閉君、工事期間は契約締結の日から平成27年8月14日まで、請負金額7億5,638万8,800円、契約の相手方は記載の株式会社ピーエス三菱奈良営業所でございます。国道168号の五條市大塔町宇井から小代の区間、急カーブが連続しており、通行どめも頻発に発生しているところで、道路幅員が非常に狭いところでもあります。このため辻堂バイパスの整備を進めておりますが、橋りょうの下部工、橋りょうの上部工を実施しているところで、この工事では新閉君橋の上部工を実施し、事業の促進に努めたいと考えておるものでございます。

一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）工事、場所は十津川村高津から上野地で、契約期間は平成27年12月28日まで、契約金額が12億3,152万7,240円です。相手方は竹中土木・木村組特定建設工事共同企業体です。こちらは国道168号の十津川村川津から上野地の区間で、川津道路を整備中でございます。平成22年3月に一部供用しましたが、この工事では、（仮称）国王トンネルの新設工と高津トンネルの拡幅工を実施するものでございます。トンネルの工事でございます。

次に、41ページ、議第103号、道路整備事業にかかる請負契約の変更でございます。こちらは同じ条例第2条の規定により、平成25年7月5日議決の請負契約の工期の変更の議決を求めるものでございます。工事名は、一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）（その2）工事です。請負者名は川田・宮地特定建設工事共同企業体です。請負金額は12億7,776万7,050円であります。この工事期間の変更をお願いするものです。平成26年3月15日を3月31日に延長するものでございます。この工事は、台風18号の影響で部材の搬入に時間を要し、工事期間が平成26年に及ぶ見込みとなったため、変更契約を行うものでございます。

次に、42ページ、議第104号、公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の締結でございます。これも同じ条例の規定により議決を求めるものでございます。工事名は、一般県道篠原宇井線道路災害復旧事業工事、場所は五條市大塔町惣谷です。期間は平成27年3月27日まで。契約金額8億868万4,560円です。相手方、大成・檜尾特定建設工事共同企業体でございます。この工事は、紀伊半島大水害により地すべりが発生した箇所の災害復旧工事です。地すべりを防止し、篠原宇井線の通行どめの解除を図り、安全・安心な交通機能の確保を努めてまいるためのものでございます。

次に、43ページ、議第105号、流域下水道事業にかかる請負契約の変更です。これも同じ条例により、平成25年10月7日議決の請負契約の契約金額の変更をお願いするものでございます。工事名が、大和川上流流域下水道事業第1処理区浄化センター電気棟建設（電気設備）工事です。請負者名は、株式会社明電舎関西支社です。変更前の契約金額10億665万2,850円を変更後に10億1,693万7,690円、差し引き1,028万4,840円の増額でございます。この変更は、労務単価上昇への対応として、前年度労務単価を適用し今年度に契約した工事につきまして、平成25年度労務単価に基づく請負代金に変更するものでございます。

県土マネジメント部所管の12月定例県議会提出議案の説明は以上でございます。ご審

議のほど、よろしくお願ひいたします。

○林まちづくり推進局長 それでは、引き続きまして、まちづくり推進局所管の12月定例県議会提出議案についてご説明いたします。

まず、議第92号、平成25年度奈良県一般会計補正予算（第4号）でございますけれども「平成25年12月定例県議会提出予算案の概要」をご用意いただきます。

2ページは事業概要の説明でございます。2 観光振興でございますけれども、これにつきましては次の3ページ、新規事業、奈良公園観光地域活性化基金事業ですが、寄附金を財源とした奈良公園観光地域活性化基金を活用いたしまして、奈良公園の観光資源としての価値を高める事業の支援を行うため、600万円の補正をお願いするものです。

続きまして、同じく新規事業でございます。「チューリップフェア」開催事業ですが、馬見丘陵公園におきまして、20万本のチューリップ等の春の草花の観覧を中心とした新たなイベントを平成26年4月中旬に開催するため、債務負担行為について、平成26年度まで限度額850万円の補正をお願いするものです。

7ページ、債務負担行為補正の追加です。既に説明させていただきました以外の事業につきまして、ご説明をします。

9ページ、国際奈良学セミナーハウス及び吉城園指定管理者事業、天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅並びにそれらの共同施設指定管理者事業、紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設指定管理者事業でございますが、これらの指定管理委託料につきまして、消費税法の改正に伴う消費税率等の引き上げに対応するため、記載の期間、限度額の補正をお願いするものです。

以上が補正予算の説明でございます。

次に、条例について説明をいたします。これにつきましても、先ほど使っておりました「12月定例県議会提出条例説明資料」をお願いします。

1ページ、議第96号、奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例です。消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。まちづくり推進局所管分といたしましては（5）奈良県立都市公園条例に規定する都市公園のうち、大淵池公園、吉城園、県営福祉パーク内の福祉住宅体験館及び（6）国際奈良学セミナーハウスの利用料金に係る改正でございます。詳細は5ページから10ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。なお、施行日につきましては平成26年4月1日からでございます。

11ページ、議第99号、奈良県営住宅条例の一部を改正する条例ですが、配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正を踏まえまして、県営住宅の入居者資格を拡大するとともに、その他県営住宅の適正な管理のため、所要の改正を行うものです。なお、施行日につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正を踏まえた県営住宅の入居資格を拡大する規定は、法改正の施行と合わせて平成26年1月3日から施行し、その他については公布の日から施行するものでございます。

以上が条例の説明でございます。

次に、補正予算案その他の説明をいたします。「平成25年度一般会計補正予算案その他」をお願いいたします。

44ページ、議第106号、住宅建設事業にかかる請負契約の変更についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、平成25年10月7日議決の請負契約の契約金額についての変更でございます。2件でございます。

1つ目、工事名、県営住宅小泉団地第3期建設工事第1工区（建築工事）。請負者名、中和・中尾特定建設工事共同企業体でございます。変更前の契約金額ですが5億1,849万円、変更後ですが5億2,562万3,400円、差し引き713万3,400円の増額でございます。

2つ目、工事名、県営住宅小泉団地第3期建設工事第2工区（建築工事）でございます。請負業者名、中尾・中和特定建設工事共同企業体。変更前の契約金額ですが4億5,255万円、変更後ですが4億5,897万7,080円、差し引き642万7,080円の増額でございます。これらの変更は、労務単価上昇への対応といたしまして、前年度の労務単価を適用し平成25年度に契約をしたこれらの工事につきまして、平成25年度の労務単価に基づく請負代金に変更するものでございます。

まちづくり推進局所管の12月定例県議会の提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますのでご了承願います。

どうぞ、ご質疑お願いいたします。ありませんか。

なければ、質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言あるでしょうか。

ないと認めますが、よろしいですか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第92号、当委員会所管分、議第96号、当委員会所管分、議第99号及び議第102号から議第106号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第92号、当委員会所管分、議第96号、当委員会所管分、議第99号及び議第102号から議第106号は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

初めに、県土マネジメント部長から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組について、ほか4件、まちづくり推進局長から平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画の策定について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に報告願います。

○大庭県土マネジメント部長 それでは、時間をいただきまして、5点ご報告をさせていただきます。

まず報告1、紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取組でございます。

まず、1ページ目からは、復旧・復興計画の概要、そして前回報告時以降の取り組みなどを書いておりましたが、4ページにつきましては、現在の避難者数を書かせていただいております。3市村で84世帯176名の方が避難をしています。応急仮設住宅の入居状況につきましては、74世帯151名が入居をされている状況でございます。帰宅の見込み等につきましては、その下に書かせていただいているところでございます。

次に、6ページ、主な地区の状況です。避難生活の早期解消に向けた取り組みの状況があります。五條市大塔町辻堂地区におきましては、台風18号による被災がございまして、工事の完成時期が平成26年8月まで延びるということで帰宅可能となるめどが延びております。7ページからは、それぞれの地区ごとの現在の状況、変わったところは、赤色で書かせていただいております。

11 ページ、十津川村で復旧住宅建設が進められている様子でございます。12 月には猿飼地区の3棟がまず完成し、3月末までには計13棟の復旧住宅が完了する予定です。村と一刻も早く避難生活が解消できるよう、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

13 ページからは、インフラの復旧状況でございます。13 ページは大規模崩壊への対策事業です。県工事分は平成26年度まで、国工事分は平成28年度までに完成する予定です。

14 ページ、それぞれの箇所の概要でございますが、赤色で記載の6カ所につきましては、台風18号による影響があったところでございます。しかし、避難解除に向けて影響があるのは、冒頭説明いたしました五條市大塔町辻堂柳谷のみとなっております。

次に、16 ページは、復旧工事途中の施設が新たな災害を軽減した例を載せております。黒滝村の例でございます。

17 ページは国の工事の様子でございます。五條市大塔町赤谷で仮排水路に土砂が堆積しておりますが、今それらの土砂の撤去を実施中だと聞いております。

次に、19 ページからは河川、砂防の状況でございます。完了率が90%まで伸びてきております。

次に、21 ページは道路の状況です。完了率が90%まで来ております。ただ、道路に関しては、平成26年度も継続する箇所は4カ所になる見込みでございます。ページ右下に書かせていただいているところでございます。

次に、25 ページ、雨量通行規制の見直しの状況でございます。

次に農林関係がありますが、36 ページは安全・安心への備えとして、深層崩壊メカニズムの解明と対策研究ということで、9月5日の復旧・復興シンポジウムで土砂災害に関する発信もさせていただきましたし、11月22日には深層崩壊セミナーを開催させていただきました。

37 ページはそれらを活用した監視・警戒・避難のシステムづくり、モデル地区などでの訓練などを実施しております。

そのほか、記録の整備でありますとか、大滝ダム湖畔で行われた産業の復興推進大会などを書いております。

以上が紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取り組みです。

次に、報告2でございます、「台風18号災害の対応状況について」です。こちらにつきましては、9月議会のときには詳しいお話ができませんでしたので、今回まとめてまい

りました。

1 ページにありますのが、9月14日から16日にかけてどのぐらい雨が降ったのかという図でございます。黒いところが累計500ミリ以上降ったところでありまして、見ていただくとわかりますが、天川村では534.5ミリ、上北山で548.0ミリで、ちょうど吉野の南側といますか、南部の上のほうといますか、そちらで記録的な雨が降っていた状況でございます。この台風による公共土木施設災害、河川、道路、砂防合わせて右側の表ですけれども、301カ所、被害額約58億円に上っておりまして、現在災害査定を受けているところがございます。12月13日まででございますので、今週までという日程になっております。

主な被災状況ですけれども、砂防の箇所などでは紀伊半島大水害の大規模崩壊箇所の対策をしているところで、また被災したのが、五條市大塔町辻堂柳谷、黒滝村赤滝、あるいは地すべり箇所などで一部破損されております。一方で、先ほどお話ししましたような黒滝川や鍛冶屋谷では砂防堰堤が工事中でありましたけれども、土石流を捕捉し人家への直接的被害を防いでおります。直轄では赤谷川が被災しているということは先ほどご説明したとおりです。

次に、道路、河川それぞれについてご紹介いたします。

道路に関しましては2ページです。86カ所で事前通行規制を含め、通行どめになりました。現在では5カ所に減少しております。この写真ではまだ12月5日時点でございますけれども、昨日、県道桜井明日香吉野線、国道168号、国道169号、この写真のところ全てで、現在は片側交互を含め何とか通れる状況になっております。道路について今回被災したところを見ていただきますと分布が本当に南部というか、ちょうど吉野町、旧西吉野村賀名生、天川村、下市町、そういったところと東部といったことがわかるかと思っております。

次の3ページが河川の状況でございます。河川の状況では、大和川の王寺町藤井観測所で水位が既往1位を記録しております。計画高水位を上回る水が王寺町の観測所を流れていったという形でございます。それから、その主な箇所で書かせていただいておりますが、今回特徴的なのは、大和川本川あるいは紀の川本川といった部分もありますが、支川に当たる川が結構水位が高くなっておりまして、写真では丹生川の五條市旧西吉野村のところだったり、橿原市の飛鳥川、下市町の丹生川などなど、支川のほうでかなり水が上がったということです。さきほどの道路の被害状況とあわせて見ていただくとわかりますが、河

川も同じようなところが被災しているという状況です。一方で、ページ下にありますような大滝ダムの効果も見えております。一方で、先ほど言いましたような支川のほうでの水の状況がどうなっているのかがわかりにくかったという声もあります。水防情報システムの強化、水位計の増設など、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が台風18号災害への対応状況でございます。

次に、報告3、土木工事にかかる請負契約の変更についてです。

土木工事の変更契約に関する取り扱いによって、当初請負金額の3割を超えて設計変更を行おうとするときには、この建設委員会に報告させていただくこととしています。今回、該当する工事がありますので報告いたします。工事は、道路災害復旧事業宇応2-2であります。国道369号、宇陀市榛原内牧の応急工事でありまして、請負者は株式会社原田鑿井工業所です。請負金額946万円余の増加で、率にして130%増加いたしました。もともとこれは資材搬入路をつくる工事でありましたが、8月の秋雨前線の降雨によってそれらの資材搬入路及び周辺に亀裂などの変状が見られたので、搬入路が使いえなくなりました。そのため資材用の搬入をモノレールに変更したものでございます。

以上が報告3でございます。

次は、報告4、平成25年度の公共事業の主な事業箇所の事業費の変更についての報告です。

これは、2月議会で平成25年度予算の公共事業の主な事業箇所を示させていただいております。平成24年度の2月補正、平成25年度の6月補正も合わせて、主な事業箇所153カ所を報告させていただいております。今回はその中間報告ですが、10月末時点でその箇所ごとの事業費を3割以上増減させていただくものが21件となっております。今回はその報告をさせていただくものであります。

まず、1ページ、1. 事業促進のため、増額して事業を前倒しするものでございます。こちらは、当初予算のときに考えておりました事業費よりも3割以上ふえるものを上げさせていただいております。具体的な例を申し上げますと、補助道路整備事業国道165号脇本道路です。これは現道拡幅工事に向けて今、工事を推進しているものでございますけれども、この事業費を増額させていただきました。ここは平成24年度に本体工事の拡幅を完了させる予定でしたが、昨年の秋に文化財発掘調査で重要な遺構が出土したことから、保存調査の調整、検討、保存工事などに時間を要しました。このため平成24年度末から平成25年度にかけて大幅な工事工程の調整が必要となりました。そのため、当初抑えて

いました事業費より、大きく工事を進捗できるよう調整ができました。今年度は工事を完了させ供用を目指すために、変更の増額をしているものでございます。

同様に事業費をふやすものは、そのほかの道路の事業でありますとか、治水事業、砂防事業について同様の7件でございます。

2ページは、逆に、地元や関係機関との調整の結果、事業費を減額するものでございます。例えば補助河川改修工事の地蔵院川の例でありますけれども、これは橋りょう架け替えに伴う通行規制に対し、橋りょう架け替えをする予定でございましたけれども、地元調整に時間を要したため、それができない見込みになってきました。そのため工事費を減額したものでございます。

そのほか、街路事業は関係機関の調整に時間を要したため工事費を減額するものでございます。

3ページは、国庫補助事業につきまして、地方交付金が認証減、予定していたよりもつかなかった結果、事業費を減額するものでございます。ただし、補助道路整備事業の国道168号阪本工区については、これは地域高規格道路の阪本道路でございますけれども、国庫補助採択は見送られたためこちらは事業費を減額しております。そのほかにつきましては社会資本整備事業の地方交付金の認証減によるものでございます。

以上が報告4でございます。

次に、報告5、通学路の安全対策の進捗状況です。

通学路の安全対策につきましては、平成25年1月に第1回奈良県通学路安全対策推進会議を開催し、通学路の現状、どこを対策していくかを確認させていただきました。その後、事業を進めながら地域ブロックごとの会議でその進捗などを確認してまいりました。11月22日には第2回の推進会議を開催し、今年度末までの見込みも含めフォローアップをさせていただきました。10月末で、箇所ベースでは56%で対策が完了しております。3月末までには84%が完了する見込みでございます。それらの市町村ごとの進捗状況を書いたのが、1ページの右側の図でございます。全体で84%という、先ほど説明した数字と一緒にしております。

2ページに書いているのが、対策の中身ごとにどれだけ3月末までに進むのかということでございます。道路管理者、教育委員会、警察が連携して進めさせていただいていますが、道路管理者のグラフで、線が引っ張っているところから左側が終わるところ、右側が終わらないところでございます。外側線とか標示あるいは注意喚起看板といったものは8

0%以上、90%近く終了する見込みでありますけれども、⑧歩道の設置、拡幅などは用地買収を伴うものでありまして、今年度末で40%弱の進捗といったところです。また、教育委員会につきましてはソフト的な対策が多いものですから、進捗が完了となる見込みで、警察につきましては、やはり信号機の設置あるいは照明をつけるといった部分につきましては3月末で60%の見込みになってございます。

今後の進め方でございますけれども、対策をフォローアップして、必要な箇所などがないのか、そういったものに取り組むとともに、通学路のあり方について議論を始め、歩道があるけれども交通量が多いところより旧道等で迂回路のほうが安全と判断される場合、十分協議して車が余り通らない旧道を通学路に指定することができることを明示しまして、見直しなどをしていくことを確認しております。1月から2月にかけてブロックごとの会議をさせていただいた後、3月から5月にかけて第3回の推進会議を開き、来年度に向けた取り組みにつなげてまいりたいと思っております。

以上が報告5です。

これで県土マネジメント部からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○林まちづくり推進局長 続きまして、報告6によりまして、平城京跡歴史公園拠点ゾーン整備計画の策定についてご報告いたします。

1ページ、平城宮跡歴史公園の朱雀大路西側地区につきましては、国土交通省と連携いたしまして、本年6月、平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画（案）として取りまとめをしております。この案を7月19日から8月19日にかけてパブリックコメントをいたしております。その概要につきましては、前回の委員会でご報告したところでございます。その後多くの方からいただきました有効なご意見などを整備計画に反映しております。

具体的には、最もご意見が多かったものが、交通ターミナルに自家用車の駐車場が必要ということでございます。公共交通機関の利用を促進しつつ、高齢者など公共交通機関での来訪が困難な方などに配慮いたしまして、50台程度の駐車場を設ける計画といたしました。また、自転車やバイクの駐輪場が必要というご意見に対しては、駐輪場は当初から計画しておりましたが、計画案に示していなかったため整備計画（案）に記載をしております。その他ご意見につきましては、資料に記載のとおり整備計画に反映しております。

なお、朱雀大路の一部に自転車道を設置というご意見でございます。この意見は、国で復元整備されます朱雀大路につきましては、自転車道を設けるということは困難でござい

ますことから、西側地区におきまして大宮通りと休憩・展望施設を結ぶ自転車専用通路を記載しております。

2 ページ、先ほどご説明いたしましたパブリックコメントのご意見を踏まえて作成いたしました整備計画（案）の概要でございます。赤字で表示している部分がパブリックコメントで提示していた整備計画（案）に追記、修正を行った部分でございます。また、拠点ゾーンに配置する施設の計画概要平面図に、自家用車駐車場を設置しております。

次の3 ページ、この整備イメージ図につきましても、修正した平面図をもとに修正しております。朱雀大路西側地区の今後の整備スケジュールにつきましては、平成26年度に発掘調査等を実施の上、平成27年度から工事に着手し、平成28年度の完成を目指しております。

なお、ご報告いたしました平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画につきましては、パブリックコメントでいただきましたご意見の要旨とその対応とともに、県ホームページ等で12月13日に公表する予定でございます。

以上で報告6についての説明を終わらせていただきます。

○**田中委員長** ご苦勞さまでした。

質疑に入ります前に、河合町における違反建築について、私からご報告させていただきます。

前回の委員会で申し上げましたとおり、9月定例会終了後、私と辻本副委員長とで現場の現状を確認させていただきました。なお、理事者の方も同行され、建物内へも入らせていただきました。また、宗教法人の代表の方ともお会いしてお話を聞いてまいりました。そのときに、違反の指摘を受けたことや是正措置について書面で提出をしていただくよう求めたところ、後日私宛てに文書が届きました。参考までに委員の皆様方にお配りさせていただきます。

今、皆様のところにお配りしました文書は私宛てに来た手紙でございますが、内容につきましては、これまで理事者からの報告をいただいたものと同じ内容でございます。以上、報告いたします。

この件について、前回の委員会以降の状況について報告すべき事項があるとのことですので、報告させます。

○**西山建築課長** それでは、河合町における違反建築についてご報告させていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、1. 違反指導の経過でございますが、10月10日に建設委員会委員長、副委員長に現地調査していただきました。それから10月15日と11月28日に宗教法人に対する指導を県庁で行いました。10月21日から12月6日の間、都合6回にわたって現地調査を行いまして、建築物の使用禁止、宅地造成工事の停止を確認しております。

次に、2. 是正状況でございますが、1) にありますように、10月7日に報告させていただいたときの状況としまして、11の是正項目のうち5項目が是正完了し、3項目が実施した是正工事に対する手直しを指示、それから1項目については是正計画を承認し工事施工を指示しているところでした。それから、残りの2項目で、是正計画案における構造的な安全性に関する立証を指示しているということでございます。

その後の是正状況といたしましては、(1) 実施した是正工事に対する手直しを指示していた、③防火区画がされていない、これは配管が床を貫通する部分の耐火性能を確保するというところでございますが、この工法について案の提示がございましたが、検討の結果、その工法では承認できないという旨を10月23日に電話で回答しております。

(2) 本年9月30日に、是正計画を承認して工事施行を指示しております、②排煙設備がない、または排煙設備の構造が適合していないの是正につきましては、排煙垂れ壁の設置を完了し、現在防煙シャッター設置等のため設備メーカーと打ち合わせ中であるとの報告がございました。

(3) 是正計画案における構造的な安全性に関する立証を指示しております、⑩・⑪建築物の高さが規制寸法を超えているの是正についてでございますが、構造計算書どおりに施工されているかどうか確認するために、まず必要な壁等で隠れております鉄骨の寸法と接続部分の状況の調査を順次行っているとの報告があり、その一部につきましては写真で確認している状況となっております。

以上、違反指導の経過と是正の状況についてご報告させていただきました。今後も建築物の使用禁止及び造成工事の停止を遵守させるとともに、違反項目の早期是正に向け工事の促進を指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

○田中委員長 この案件については、引き続き当委員会で審議を深めてまいりたいと考えております。

それでは、先ほどの報告またはその他の事項を含めまして、質疑があればご発言願います。

○川口委員 まずは委員長、副委員長、河合町における違反建築物の視察、ご苦労さまで

ございました。また、県でも、その後の取り組みご苦労いただいていることご苦労さまでした。

そこで、尋ねておきたいことが2～3あるし、少し報告もしておきたいわけです。委員長宛てに示された文書、真に受けたいのです。けれども、私の周辺にいろいろな動きがございます。人が人として通るべき道、これが宗教法人おみちのある人の名刺の内容です。人が人として通るべき道、これが名刺に書かれている内容です。カルト宗教、カルト集団ではないと信じたいと思いますが、私はおみちの宗教経典が一体どうなっているのかと疑問を感じる次第です。それはそれとして、反対をなさっているのは川口さんだ。いろいろな先生方にもお願いをした、そこまでかなり具体的な話を通して私にお会いしたいと。内容はどんなことでも聞かせていただくと、こういうことです。どんなことでも聞かせていただく、どういうことかと、私は思う。これ以上は申し上げません。私へのそういう動きがあるということだけ報告申し上げておきます。

そこで、もう1点聞きたいのですが、県は是正計画、手直しの指示をなさっているわけです。例えば高さの部分ですけれど、聞くところでは、塔のような部分と本館の部分がありますが、塔が独立をしていたら許可されるという印象が、私のところに入っているわけです。私はよくわからないけれども。県の規制の方針、基準では、タワーとか鉄塔とかいわれる部分はどれだけ高くても許可されることになるのかどうか。この写真から見ると、鉄塔とは思えませんけれども、本館部分とその塔部分、シンボリックなものだろうと思えますけれど、それが分離したら塔のほうはいくら高くても構わないことになるのかどうか。鉄塔、タワー、こういうものはいくら高くても構わないのかどうかという基準を参考までに聞かせておいてもらいたい、このように思います。

○西山建築課長 前面にございます柱の部分につきましては、過去に装飾塔として工作物の確認をとったものです。ところが実際の今の状況というのは、その工作物と後ろの本体の建物間に屋根を設けたことによって装飾塔という工作物ではなくなって、建築物として一体として捉えている状況にあります。したがって、建築物ですので、第一種低層住居専用地域の高さ規制ですとか、第一種住居地域の高度地区の高さ規制というものがかかってくることになっております。しかし、委員お尋ねの工作物であれば高さに関する規制はないのかという観点からいいますと、建築物でなくなれば工作物としての高さの規制はないという状況になります。以上です。

○川口委員 建築物と工作物の概念は、どう違うのかわからない。これは写真を見たら、

屋根状になっていますね。だから建築物と工作物の概念は、ここで話し切れないうから、私も勉強させてもらうけれど、納得できるよう説明してください。皆さんは納得なさっているのだらうと思うけれども、建築物と工作物は違うのか、タワーのようなもの、タワーというのはどういう形態を指すのか。例えばこの県庁も昔、もう40年以上前になるけれど、上の塔屋の高さでこの県庁の建物の制限というものが、かなり議論をされた記憶がある。この高さ制限の問題でいろいろ議論があったという記憶があります。そういう意味であえて聞くわけですが、タワーと塔屋です、センターのようなものね、そういうものの、工作物と建築物の概念整理が私はわからない。これまた勉強させてください。だから委員長、副委員長、県議会としてもこれは実態違反だから、これを見逃すわけにいかない。単なる私の川口の意見だということで済まされない問題であろうと思いますので、この建設委員会でこの問題に関心を持ってずっと見守る、あるいはまた検証を続ける、そういう方向を確認してもらえればと思う。単なる私川口だけの反対なのか、県議会として見守るべき課題なのかどうか、確認をしながら、できれば毎議会にその後の努力の経過というものをご報告をいただくことも大事だと思う。そういう方向性について委員会でおまとめいただければと思い、要望します。

○田中委員長 ただいま川口委員から、工作物と建築物との違いについてもう少しわかりやすい説明、資料を求められました。次回、また資料の提示をお願いしたいと思います。

ほかに。

どうぞ、川口委員。

○川口委員 私は、土地勘、地理勘が少し乏しいわけですが、大宮通りを昼に通っているときはそんなに感じないけれども、夕方5時以降に、この県庁から国道24号バイパスまで行くのに半時間はかかるわけです。夕方は非常に混む。その原因は何か、またいつときだけではないと思う。この間のホテル日航奈良まで行くのに約20分かかった。かなり混みます。どういう原因なのか、おわかりいただいているのかどうか、聞かせてもらいたいと思う。

○堀内道路環境課長 実態といたしましては、今、大宮通りにつきましては、渋滞対策といたしまして駐車場対策とか、それから周遊観光対策、バスを走らせたり、通過交通の対策などをしております。そういった諸施策の実施によりまして、ここ2～3年ぐらいの統計でいきますと、特に観光シーズンの夕方も含めまして、結構渋滞は減少傾向にはございます。ただ、委員おっしゃいましたように、特に秋、冬、この期間の夕方につきましては、

渋滞がまだ顕著に見られる状況は確かでございます。原因といたしましては、いろいろ分析もしている中でやはり秋から冬にかけては、もう4時過ぎましたら急に暗くなってしまいますので、大阪方面や京都方面への帰宅の方がいつきに集中するのではないかと、そういった原因が考えられるのかということで、今考えております。

○川口委員 打開策はいろいろ考えられているだろうと思いますが、先日の本会議でも何人かの方が生駒方面、大阪方面への問題を指摘をされていた。私もいつか申し上げたことがある。この第二阪奈有料道路に行く道路が、奈良パークホテルのあたりで生駒へ行こうと思ったら、こちら側から真っすぐ行けない。第二阪奈有料道路へそのまま行かないといけなくて、壱分までいかないとおりにられないことになるので、あそこを真っすぐ行けるようにするとか、その方向性を求めているのを耳にしたが、一向にその後変化がない。一体どうなっているのか聞かせてもらえればと思うのです。

○新屋道路建設課長 ご質問いただきましたのは、宝来ランプについての改良の計画はどのようなものかということでございます。

宝来ランプの状況は、ご指摘のとおりでございます。大宮通りの高架橋をつくってまいりましたが、高架橋をつくった後も、その高架橋から直接乗り入れできない。それで一度、わざわざ側道において、側道から乗らざるを得ないような状況でございます。問題意識は持っております。現在も検討中でございます。まだ本格事業化には至っておりませんが、遺跡があったりなど、いろいろな制約条件もありますし、高速道路の入り口なので、安全性の問題もありますので、そういった制約条件を踏まえながら引き続き検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○川口委員 はい、結構です。

○田中委員長 おみちの違法建築の件については、理事者においても引き続き適切な指導をされることを望むとともに、逐次当委員会で報告をされることを求めておきます。

そのほかの質問は。

○太田委員 3点質問させていただきます。

まず、1点目は、議第100号や議第106号でも触れられておりましたけれども、設計労務単価が今回引き上げられました。建設業界では、若年の技能者が全国的に大きく減少をしているとお聞きをしております。その主な原因は、ここ数十年、技能労働者の賃金下落に歯どめがかからない状態となっていることです。特に、公共工事に従事する建設労働者の労働条件の悪化は大きな影響を及ぼしてまいりました。その点では、若年技能者

の減少は政策対応の問題とも言えるものでありまして、その改善は関係者にとっても強い要望となっております。そういう中で、国土交通省も技能労働者の処遇改善に向けた対策を講じ始めて、その象徴的な取り組みとして2013年4月1日の入札から適用される公共工事の設計労務単価の引き上げが行われました。今回の単価の引き上げを建設現場の技能労働者の処遇改善にいかにつなげていくのか、そういう点で県の役割は大きなものがあると思っておりますけれども、県の取り組みについて1点お伺いしたいと思います。

次に、駅の無人化の問題です。先日の一般質問で、近鉄の駅の無人化について質問をさせていただいた際、知事より近鉄に対して、地元があつての鉄道事業者であるという認識を持って、地元の人に敬意を払って、地元との共存共栄の努力をしていただきたいという答弁をいただきました。近鉄は12月21日から駅の無人化を実施するというところでございますけれども、県は、近鉄に対して駅の無人化実施後も地元の声に誠意を持って対応するよう働きかける必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、同時に、今回、日勤体制に短縮されるという駅もございます。同様に対応するべきだと考えますけれども、その点についても答弁をいただきたいと思っております。

3点目は、大和高田バイパスについてでございます。私は以前から一般国道165号大和高田バイパスの第4工区についての見直しを求めてまいりました。先日、近畿地方整備局から県に対して、この事業の再評価に対して意見照会を求められておりましたけれども、県からは、この未整備となっている第4工区については周辺道路の混雑の緩和、交通安全の確保などの効果が期待され、必要性は認められるものの社会情勢や周辺の交通状況の変化、事業の進捗の見直しを踏まえた代替案を検討することも重要と考えるということで、事業継続としつつ計画の変更についても検討を行っていただいた上で地域にふさわしい事業を実施していただくようお願いしますと、知事から近畿地方整備局長に対して回答されております。その点については私たちの意見も反映していただいたのかとも思っておりますけれども、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。以上です。

○吉岡建設業指導室長 公共工事設計労務単価の引き上げが技能労働者の処遇改善につながるよう、県はどのように取り組んでいるかにつきまして回答をさせていただきます。

今年度の公共工事設計労務単価は、建設技能労働者の減少等に伴います労働市場の実勢単価に価格を適切に反映するようということと、社会保険への加入徹底を図るという観点から、必要な法定福利費相当額を含めて県平均で12.8%の引き上げを行ったところでございます。国におきましては、平成25年4月と10月に国土交通大臣から建設団体

のトップに対しまして、労務単価の引き上げを受けたものについての技能労働者への適切な賃金水準の確保や社会保険への加入の徹底が行われますように、直接要請が行われたところでございます。また、相談窓口といたしまして、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを開設いたしまして、元請、下請の事業者、技能労働者等、いろいろな立場の方の現場の生の声を聞かせていただく、あるいは情報収集する取り組みを行っております。県におきましては、県内の建設業団体に対しまして、技能労働者の賃金の水準の引き上げ等について要請を行っているところでございます。また、新労務単価の対象となっております工事現場において、これらの取り組みを周知するポスターを掲示するなどして周知の徹底を図っているところでございます。

なお、国がことしの7月から9月に全国約1万6,000の業者に対しまして実態調査を行っております。労務単価引き上げ後の4月以降に実際賃金の引き上げを行っております建設業者は約37%という結果が出ております。一定の成果は出ているかと思いますが、しかし、まだ取り組みが十分に認識されていない面が見られますことから、技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けまして業界に対し、きめ細かくさらに働きかけを行いまして、よりよい労働環境の構築に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○村上県土マネジメント部次長 先ほど太田委員から、近鉄の駅の無人化、配置時間の短縮についてご質問がございました。県としては、委員お述べのとおり、引き続き近鉄に対して、地域に対して誠意を持って対応するよう働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○新屋道路建設課長 大和高田バイパスの第4工区の国による再評価の状況について、ご質問いただきました。

委員がおっしゃいましたように、11月に国から再評価について意見照会がございました。その意見照会の内容は、必要性はあるので継続であるということではありますが、代替案あるいは縮小案についても検討した上で継続していこうという意見照会がございました。それについて、先ほど委員おっしゃいましたとおり、大和高田バイパスは大和平野の中で大変重要な幹線道路だと思っておりますので、まだ未完成の区間をしっかりと整備していく必要性自体はあると思っておりますけれども、いろいろな状況の変化が見られるのであれば、その状況の変化も踏まえて代替案も含めて検討した上で事業を行っていくべきだろうということで、あのような意見を出させていただきました。それとあわせて、そういった検討を国で行うに当たっては県、市ともしっかり協議をしてくださいという意見もあわせ

て出させていただきます。

その後の状況ですが、11月に意見を出して、国のほうで12月初旬に再評価委員会が開かれまして、それが通ったと聞いております。そのような状況ですので、まだその後の動きには至っておりません。いずれにしても、代替案も含めて、まだどうなるかという方向性は出ておりませんが、今後、国とともに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。まず最初の、設計労務単価を建設労働者の賃上げに反映することでございますけれども、今、建設産業は若者の減少によって非常に危ぶまれているところもあるとお聞きをしております。建設業への若年の入職者は1992年の5分の1に減少しておりまして、建設業入職後の離職率は製造業の2倍弱に上っているということです。このような実態を招いている最大の要因が賃金の低さとも言われております。2013年度、この単価引き上げに伴う技能労働者の賃金の引き上げは、建設産業が直面している最重要課題でございます。魅力ある建設産業づくりに向けて、若者が希望の持てる労働条件の抜本改善に向けて、建設産業にかかわる全ての当事者の真価が問われていると同時に、県としての役割も十分に果たしていくべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、駅の無人化の問題についてでございます。一般質問でもこの駅の無人化について述べさせていただきました。その後、無人化されるところだけではなく、日勤体制になるところもあるということでご意見もいただきました。今回、8つの駅で日勤体制になるということでございます。尼ヶ辻駅と九条駅、新ノ口駅、八木西口駅、耳成駅、坊城駅、結崎駅、笠縫駅でございます。昨日、笠縫駅に日本共産党の町議会議員が訪ねたところ、ここは県立高等養護学校がございまして150人の生徒さんが通っていらっしゃるということでございます。その駅が、これからは9時30分から5時半までの時間だけしか駅員を配置しないことで、例えば定期をなくしてしまったりとか、体調が悪くなってしまった県立高等養護学校の生徒さんに対して、フォローといいますか、ケアはしていかないといけないのではないかというご意見もございました。知事からの答弁のように、先ほど、今後もし話し合いといいますか、近鉄が対応するよう県としても役割果たしていくというご答弁がございましたので、私もしっかりこの後も見させていただきたいと思っております。

それから、一般国道165号大和高田バイパスについてでございますけれども、この代替案の検討に当たっては県、市とも十分に調整協議を図っていただくようお願いいたしますと、

先日の近畿地方整備局長に対して県の意見として出されております。私は同時に、地元の見解もまた大事だと思っております。そもそも第4工区の見直しについては、地元から大きな意見があった中で、今回につながっているのではないかと思います。その点では、地元との協議という点でどのようにお考えなのか、再度答弁をいただきたいと思っております。

○新屋道路建設課長 地元のご意見も重要であろうと思っております。地元のご意見だけではありませんが、地元のご意見も当然重要だと思っております。国から来た照会にも地元のご意見もお聞きしながら検討していきたいと書かれておりましたので、我々もそのような方向で検討していただきたいと考えています。

○太田委員 ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思っております。以上です。

○秋本委員 いつも、台風12号並びに台風18号等々において、県と県土マネジメント部当局等には大変なるご苦労とご迷惑をかけております。今も徐々にもとの姿を取り戻してきているのが現状でございます、地域の住民の皆さん方も大変喜んでおります。ただ、悲しいかな、今、まだ柳谷地区で事故等が発生しておかれているのも現状ですけれども、これが開通すれば避難指示も解除できるということでございますので、一日も早くもとの生活を取り戻してやっていただけるように、皆さんのお力添えをよろしくお願いをいたしておきます。

きょう質問させていただきたいのは、先ほど県土マネジメント部長のお話がありました予算について、認証減に伴って工事額を減額させていただいたという話をされておりました。この中で一番びっくりして見たのが、報告4「平成25年度予算『公共事業の主な事業箇所』の事業費の変更について」の3ページの一番目に五條市があつて、変更後の事業費がゼロという数字を見たので、昔の成績表を見ているような状態でございます、大変なものだなと。なぜこれだけ認証減になったのか、工事額を減額せねばならなかったのかを、もう少しわかるようにご説明いただけたらありがたいと思っております。

そして、これからの予算取り等について、今、これだけの減額をされたの中でも今、川口委員が、南部振興議員連盟の会長ですが、減額された工事場所は東部、南部地域が大半を占めていると。なぜ東部、南部地域だけが減額されなければならないのかという思いを今ここで持っております。今、奈良県の道路状況といたら大変なもので、道路整備状況が全国でも最下位のほうとちがうかな。その状況の中で、これからの予算取りをどのようにしていくつもりなのかと少し不安な気持ちもあります。国がトンネル、橋、防災、そしてそれによる維持修繕費とか交通安全費という方向で予算枠をつけるのにはそちらのほう

に目を向けているという状況が、我々の耳にも飛び込んでくるわけでございます。

そんな状況下で、これから来年度に向けての予算取りが確保できるのか、また泣きを見るのは南部、東部地域の人間、山間で生活をしている方々は大きな車が通れば本当に不安な状態を持ちながら生活をしているわけです。奈良の鹿を見てください。4車線、2車線道路に歩道もつき優雅に歩いている。違いますか。奈良の鹿でも本当に優遇されている。奈良県の南部、東部地域の人間、山間で生活する人間が、大きな車が通行すれば本当に不安な状態を抱きながら生活をしている。せめてここだけは皆さん方にわかっていただきたい、そういう状況である中で、それを解決するためには予算が絶対必要であるということ。来年度に向けてその予算が確保できるのか、そういう不安な気持ちも持ちますので、また少し教えていただけたらありがたいと思います。

我々は予算確保するためには、県土マネジメント部長にもお願いしておきますけれども、はっきり言って国会議員の先生方も使いまくったらいいのです。それで県議会議員も、南部振興議員連盟の川口会長もおられるのだし、東部だったら田中委員長もおられるわけですから、この人たち使いまくってくれたらよろしいのです。我々、行政側はこうしますよ、こうだからこうして予算取りに行きますよ、あなた方もこれだけの努力はしてください、協力してくださいと、もう上のほうに置かずに同じレベルのものとして使いまくってくれたらいいのと違いますか。そしてみんなで協力し合って予算を獲得して、東部、南部、山間の方々がみんな安全・安心な生活ができる道路整備というものを、是が非でも考えてやってほしい。せめて奈良の鹿以上の生活はさせてやれるように、お力添えをいただけたらありがたいと思っています。

3点です。認証減になった理由と、来年度の予算取りができるためには、皆さん方の力を結集してやっていただこうという質問をさせていただきましたので、それに伴って部長のご答弁をいただけたらありがたいと思います。部長でも誰でも結構です。よろしく。

○新屋道路建設課長 認証減で大きく減額をさせていただいていますが、なぜこういうことになったのかというご質問をいただきました。私からまずお答えさせていただきたいと思っています。

国の現在の補助制度でございますけれども、ご案内のとおり、今、交付金制度が主になっております。この交付金というのは、事業の目的に応じて複数の事業に対してパッケージを組みまして、パッケージ単位で補助をいただくという仕組みになっております。この認証減による減額になってしまいましたのは、平成25年度の国の予算配分で、パッケー

ジによって、つまり事業の性格によって大きく国の配分というか査定に差が出たということでございます。具体的に申しますと、通学路の緊急合同点検に基づく事業、あるいは道路ストック点検に基づく道路施設の修繕事業、それからインターアクセス道路の整備、この3点に対しては重点配分になりまして、しっかり配分されているのですけれども、それ以外の事業については極めて大幅な減額査定になっております。今ご説明したような重点項目、例えば昨年であれば、通学路における死亡事故が全国的に多発したことでか、トンネル崩落事故などもありまして、構造物の老朽化、維持・管理・修繕が大きく社会問題化したことも受けて、国でも大きく重点項目にしたと聞いておりますが、逆に言いますと、このような重点項目に該当しない一般的な拡幅事業については、国でも工事用予算は、当初予算では非常に厳しい中で大きな査定をされていたということが原因でございます。

では、それに対してどうしていくのかというご質問をいただきました。非常に心強い言葉もいただきましたけれども、我々としてもしっかりことしの国の予算配分傾向を踏まえて、少し工夫していかなければいけないと思っています。ここまでパッケージによって、事業の性格に応じて大きな配分率から査定率の差がつくことがわかりましたので、そういうことも踏まえてパッケージの組み替えのようなことも検討して、来年度以降の要望にかなげていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○大庭県土マネジメント部長 今、なぜ認証減になったのか、あるいは来年に向けてのお話は新屋道路建設課長からお答えしましたけれども、私から意気込みをというニュアンスの質問だったと思います。

本当に、奈良県の道路はおくれています。高速道路もそうですし、生活道路もそうですし、南部・東部地域の道路も非常におくれています。我々としては、ぜひ、普通に安心できる道路にしていきたいという思いは一緒だと思います。そのために、今、秋本委員からも非常にありがたい言葉をいただきました。国会議員を使え、あるいは自分たちも使ってほしいというお話でございました。実はことし11月に政府要望に行かせていただいたときに、田中委員長にも一緒に行っていただきました。知事が市町村長、そして議会とも一緒に要望していこうではないかということで、国土交通大臣のところは多かったです、座り切れないぐらいたくさんの皆さんが入りまして、随行も入れると25人、30人ぐらい入っていたのではないかと思います。そうした動きを今後また継続して知事もやっぺいこうと言っておりますし、私としても、やはり地域のニーズを伝えていく努力も非常に重要

ではないのかと思っております。ぜひ議員の方々とも協力してやらせていただきたいと思います。

また、来年に向けてですけれども、国では平成25年度の補正予算の議論が経済対策と補正予算について、先週から今週にかけて決まってきました。また国会等での審議がありますけれども、それが成立いたしましたら、そうした補正予算もぜひ獲得しながらやっていきたいと思っておりますし、県の財政状況の中、効率的な予算執行もぜひやっていきたいと思っております。

それで、一つの方向性ですけれども、本当に事業箇所が多くなってきて、事業を始めても、10年たってもできていないところが非常に多くあります。できることを早く仕上げて、事業をしているところから少しでも効果を出していくことを見せていくと、県民の皆さんも、ああ、道路ができてよかったという逆の応援団にもなっていくと思います。選択と集中を進め、完了すべきところは早期に完成しながら事業箇所をスリム化させつつ、重点的なところをやっていきたいと思っております。南部・東部地域における生活道路、先ほど認証減になったようなところ、やりかけのところはぜひ我々としても仕上げていきたいと思っております。地域の用地の協力なども含め、ぜひ議員方のお力をかりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○秋本委員 今、安心・安全な道路はみんなの願いということで、大変ありがたい言葉を県土マネジメント部長からいただきました。その気持ちをしっかりお持ちいただいてこれからの予算取り、これからの現場施工等々において、南部がどれだけ苦しい状況であるか、人間味のある生活がおくれる道路ではないということだけご理解をいただいた中で、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田中委員長 ほかに質問、質疑はありませんか。

(「よろしいかと思う」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして質疑を終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。異議なしということで、そのようにさせていただきます。

それではこれもちまして、本日の委員会を終わります。